

消 防 危 第 273 号  
平成 23 年 12 月 1 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿  
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁危険物保安室長

危険物規制事務に関する執務資料の送付について

危険物規制事務に関する執務資料を別紙のとおり送付しますので、執務上の参考として下さい。

また、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴管内の市町村に対してもこの旨周知下さいますようお願いいたします。

なお、本通知中においては、法令名について次のとおり略称を用いたので御承知願います。

危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号） …………… 政令  
危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号） …………… 規則  
危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示  
（昭和 49 年自治省告示第 99 号） …………… 告示

(問い合わせ先)  
消防庁危険物保安室  
担当：中本補佐、竹本係長  
TEL 03-5253-7524  
FAX 03-5253-7534

(屋外タンク貯蔵所関係)

問1 規則第62条の2の2第1項第3号に規定する保安のための措置を講じる場合、同号ニの規定に基づきタンクの内部の腐食を防止するための告示で定めるコーティングを講じることから、同号ハに規定するタンクの底部の腐食率の算出に当たっては、底部の板の外側の腐食量に基づく腐食率として差し支えないか。

答 お見込みのとおり。

(移送取扱所関係)

問2 規則第28条の16第3号ただし書きの保安上必要な措置とは、どのような措置か。

答 水密構造で両端を閉塞した防護構造物、危険物の流出拡散を防止することができる防火上有効な塀等の工作物を周囲の状況に応じて保安上有効に設置した場合の措置が該当するほか、当該配管の周囲の状況に応じて、配管から流出した危険物に火災が発生した場合又はその周囲の建築物等が火災になった場合に相互に延焼を防止するために有効であり、かつ、消防活動上の支障がないことを事業者が検証し、市町村長等が当該検証内容を適当と認めた措置をいう。

(地下貯蔵タンク等関係)

問3 危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令(平成22年総務省令第71号)及び危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件(平成22年総務省告示第246号)の施行により、地下タンクのうち、腐食のおそれが(特に)高い地下タンクについては内面コーティング等の措置を平成25年1月31日までに講じなければならないこととされたが、東日本大震災に係る原子力発電所の事故により当該地下タンクに接近することができない場合にあつては、接近可能になるまでの間、政令第23条を適用し、当該措置を講じないことを認めて差し支えないか。

答 お見込みのとおり。

(給油取扱所関係)

問4 大型トラックの排出ガス処理に用いられる尿素水溶液の供給機(600リットル以下のタンク内蔵)については、政令第23条を適用し固定給油設備を設けたアイランド上に設置することを認めて差し支えないこととされているが、600リットル以上のタンクを内蔵する尿素水溶液の供給機であっても、政令第23条を適用して、当該供給機を固定給油設備からの離隔距離内の場所に設置することを認めて差し支えないか。なお、当該供給機を設置した場合においても、政令第17条第1項第21号の規定を満たしているものである。

答 お見込みのとおり。